

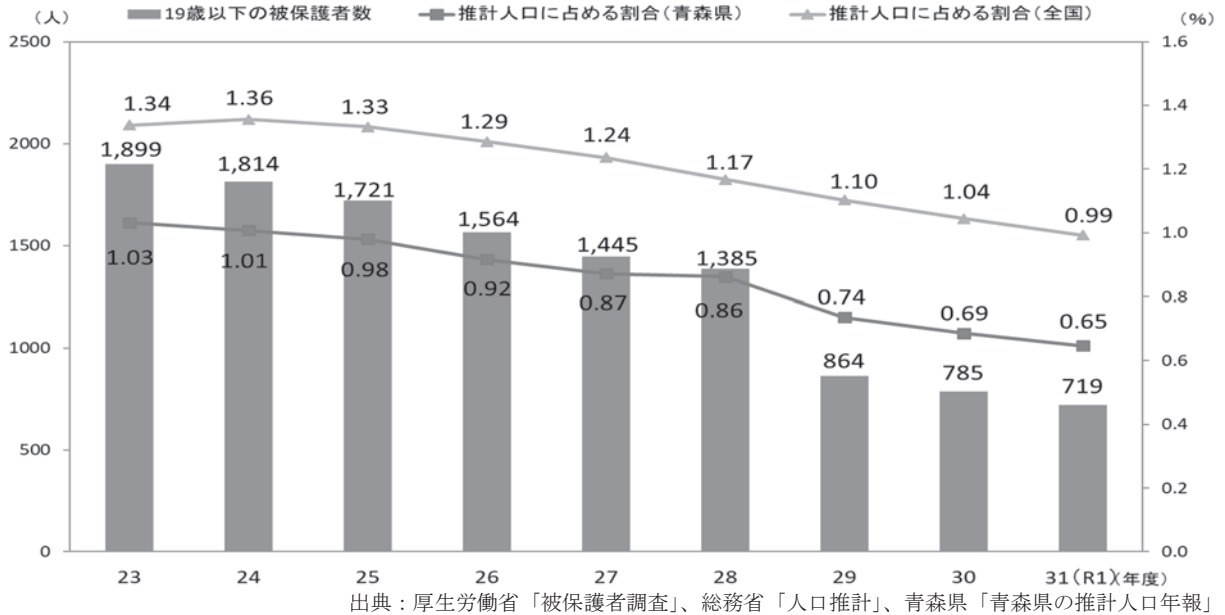
第5章 子どもの貧困問題

第5章 子どもの貧困問題

1 生活保護世帯の19歳以下の被保護者数の状況

本県（中核市を除く）の生活保護世帯における19歳以下の被保護者数は、平成24年度以降減少し、令和元年度は719人となっている。また、県の19歳以下の人口に占める割合は、令和元年度は0.65%となっている。

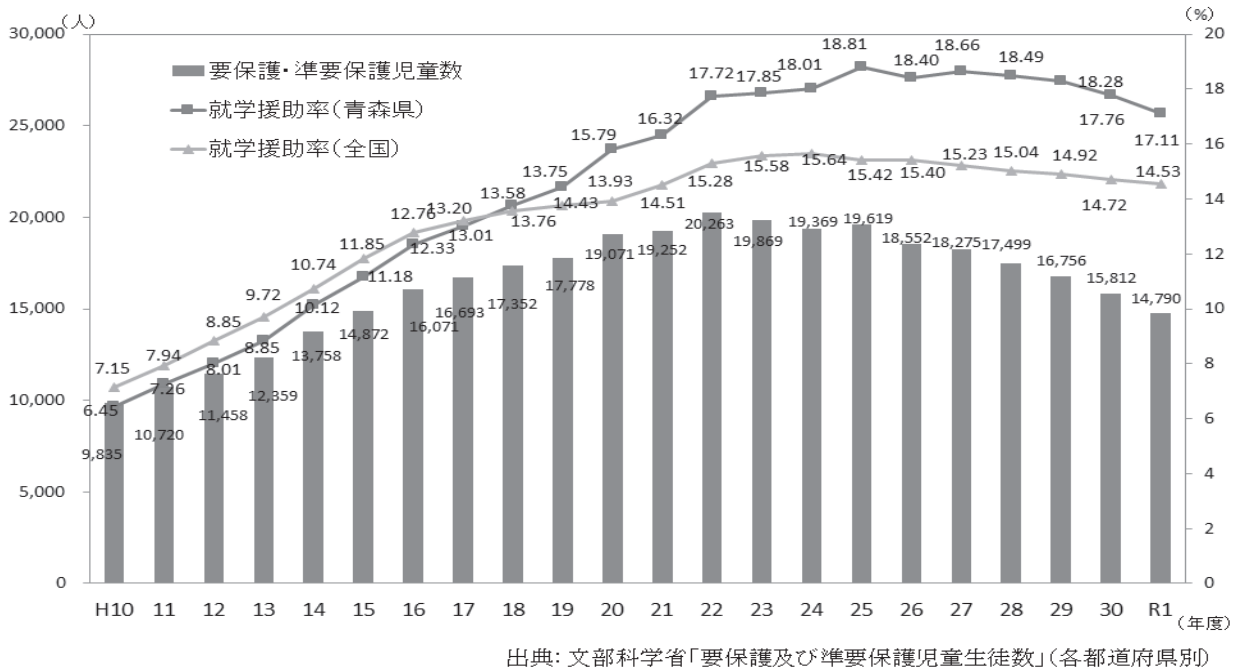
第1-5-1図 生活保護世帯の19歳以下の被保護者数の状況（中核市除く）



2 要保護・準要保護児童生徒数、就学援助率の推移

本県における要保護・準要保護児童生徒数は近年減少しており、令和元年度は14,790人と、前年度より1,022人減少している。また、本県の就学援助率は平成18年度以降全国を上回る状況が続いており、令和元年度は17.1%と全国を約2.6ポイント上回っている。

第1-5-2図 要保護・準要保護児童生徒数、就学援助率の推移

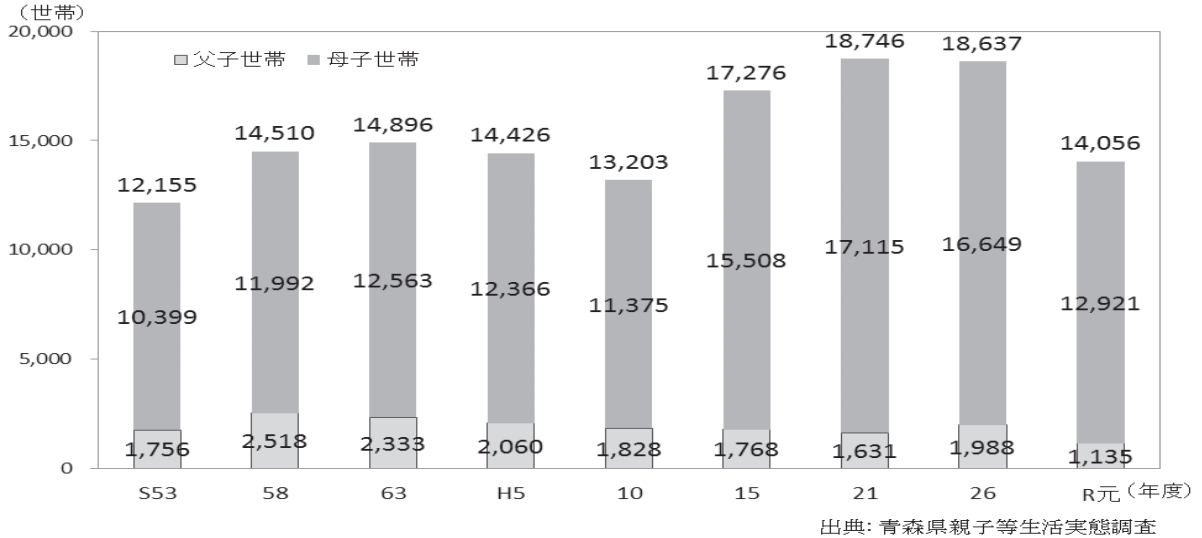


3 ひとり親世帯の状況

(1) ひとり親世帯数

本県のひとり親世帯数は、令和元年度に母子世帯 12,921 世帯、父子世帯 1,135 世帯、合計 14,056 世帯となっている。

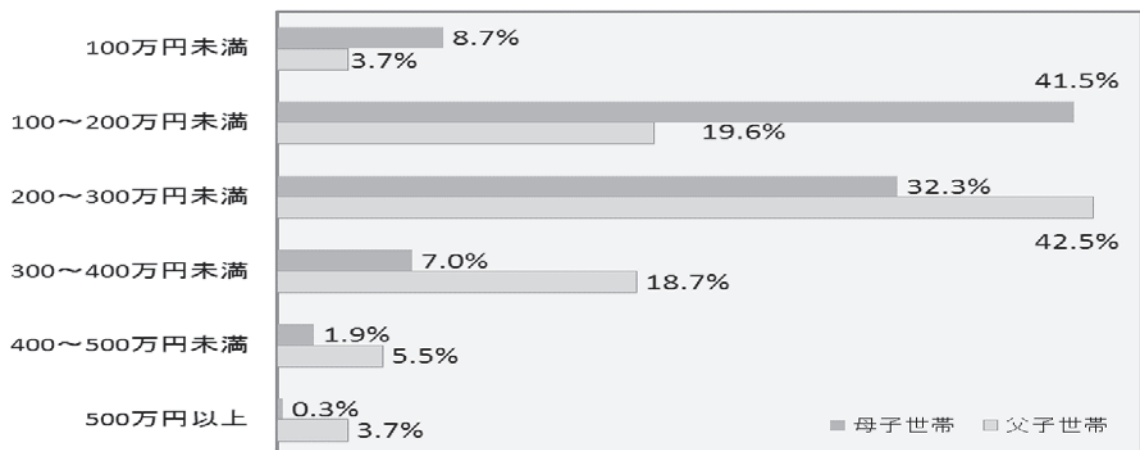
第1-5-3図 ひとり親世帯数の推移



(2) ひとり親世帯の年収

本県の母子世帯の年収は、100万円～200万円未満が 41.5%と最も多く、年収 200万円未満が全体の 50.2%を占めている。また、父子世帯の年収は、200万円～300万円未満が 42.5%と最も多く、年収 300万円未満が全体の 65.8%を占めている。

第1-5-4図 ひとり親世帯の年収の状況（令和元年度）



(備考1) 青森県親子等生活実態調査における母子世帯、父子世帯の抽出方法

平成26年度まで 市町村が住民基本台帳又はこれに代わる的確な資料等により無作為抽出

令和元年度 児童扶養手当を受給している者から無作為抽出

(備考2) 割合の合計が100%とならないのは、「無効・無回答」を母数に含めて集計していることによる。